

輸入農畜水産物の安全性の確保に関する
行政評価・監視結果に基づく勧告

平成 20 年 5 月

総 務 省

前 書 き

食品は、人の生命、健康の維持・増進のために必要不可欠なものであり、食品の製造から流通を経て消費に至る各段階において、その安全性を確保することが極めて重要である。

我が国では、食料自給率が 39%（平成 18 年度供給熱量総合食料自給率）にとどまり、食料の多くを輸入農畜水産物（輸入農畜水産物を原材料とする食品を含む。以下同じ。）に依存するとともに、農畜水産物の輸入量の増大及び輸入品目や輸入経路の多様化が進んでいる。

他方、近年、輸入農畜水産物については、基準値を超えた農薬や化学物質等の残留が発見されたことに加え、国内外で B S E（牛海綿状脳症）やコイヘルペスウイルス病、高病原性鳥インフルエンザの発生等が相次いだことから、輸入食品の安全性に対する国民の関心が高まっており、農林水産省が平成 18 年 3 月に実施した「食料品消費モニター調査」によると、「輸入農産物、輸入原材料等の安全性」に対し「不安を感じる。」又は「どちらかというとな不安を感じる。」とする者が全体の 9 割に達している。

現在、輸入農畜水産物の安全を確保するための施策として、畜産物に関しては、家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）に基づき、家畜の伝染性疾病の国内への侵入防止等を目的とした動物検疫制度が、植物に関しては、植物防疫法（昭和 25 年法律第 151 号）に基づき、植物に有害な動植物の国内への侵入防止等を目的とした植物防疫制度が、水産動物（生きているものに限る。）に関しては、水産資源保護法（昭和 26 年法律第 313 号）に基づき、水産動物の伝染性疾病の国内への侵入防止等を目的とした水産動物検疫制度があり、これらの制度により、輸入農畜水産物の検査がそれぞれ実施されている。また、食品として輸入される農畜水産物に関しては、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づき、食品の安全性の確保等を目的とした輸入時の食品衛生検査が行われている。

輸入農畜水産物の安全性を水際で確保するためには、これらの検査が適正かつ効果的に実施される必要がある。

この行政評価・監視は、以上のような状況を踏まえ、輸入農畜水産物の安全

性の確保等を図る観点から、輸入農畜水産物の検査の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

なお、平成19年12月から20年1月にかけて、輸入冷凍食品に係る食中毒事件が発生したが、これらについては、政府として一体的に取り組むこととされ、20年2月22日には、関係閣僚による会合において今後の再発防止対策に関する申合せが行われ、順次、関係府省が輸入食品の検査体制の充実等の具体的な措置を講じているところであり、当面、その実施状況を注視することとした。

目 次

1	輸入農畜水産物の安全性の確保に関する業務の適正化	1
	(1) 畜産物の輸入検査の適正化	1
	(2) 植物の輸入検査の適正化	9
	(3) 輸入食品等検査の適正化	18
	(4) 検査の公正性及び中立性の確保	33
2	輸入検査に係る業務実施体制の見直し	38
3	その他	40
	(1) 広域流通食品データネットワークシステムの見直し	40
	(2) 動物検疫に係る検査機器の配備及び管理の適正化	43

1 輸入農畜水産物の安全性の確保に関する業務の適正化

(1) 畜産物の輸入検査の適正化

【制度の概要】

農林水産省は、家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）に基づき、海外の伝染性疾病発生の情報収集、対日輸出施設の査察、輸入禁止や輸入時の衛生条件の設定等に加え、輸入された畜産物等を対象とした輸入検査を行うことにより、同法第 5 条に規定される監視伝染病（以下「監視伝染病」という。）（注 1）の国内への侵入の水際での防止を図ることとしている。

監視伝染病の病原体が国内に侵入した場合、国内の家畜に大きな被害を与え、食料の安定供給に支障を及ぼすこともあることから、これを水際で防止するための輸入検査は、食の安全の確保を図る上で重要な施策である。

（注 1） 「監視伝染病」とは、家畜伝染病予防法第 2 条に規定される伝染性疾病（家畜伝染病）及び家畜伝染病以外の家畜の伝染性疾病（届出伝染病）の総称である。

これらの水際対策のうち輸入検査は、農林水産大臣が家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号）第 45 条により指定する動物、その死体又は骨肉卵皮毛類等を対象に、輸入者からの届出を受けた動物検疫所の家畜防疫官が、監視伝染病の病原体をひろげるおそれの有無についての検査を行うものである。

動物検疫所は、全国 30 か所（本所、6 支所、17 出張所及び 6 分室）に置かれ、家畜伝染病予防法に基づく動物・畜産物の輸入検疫のほか、①狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）に基づく輸出入動物に対する狂犬病検査、②感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）に基づく輸入動物に対する検査（サルのエボラ出血熱及びマールブルグ病の検査）等の業務を行っている。

畜産物（注 2）については、家畜伝染病予防法に基づき、「畜産物の輸入検査要領」（平成 18 年 7 月 27 日付け 18 動検第 537 号動物検疫所長通知。

以下「輸入検査要領」という。)により、次の手順で検査を行うこととされている。

(注2) 本細目において「畜産物」とは、家畜伝染病予防法第37条に基づき農林水産大臣の指定する物(指定検疫物)のうち骨肉卵皮毛類をいう。

① 書類検査

輸入禁止品に該当しないか、輸出国政府機関発行の検査証明書が添付されているかなどについて、輸入者から提出された輸入検査申請書、検査証明書、その他の書類を基に検査を行う(家畜伝染病予防法第36条、第37条及び第40条、輸入検査要領3(1))。

② 現物検査

書類検査に合格したものについて、次の検査を行う(家畜伝染病予防法第36条、第37条、第40条及び第41条、輸入検査要領3(2)イ(i))。

- i) 輸入検査申請書及び検査証明書の記載内容と現物の外装表示及び指定検疫物票(あらかじめ輸入者等に指示することにより貨物に取り付け表示させた当該貨物の品名、個数、重量等を記載した票)との照合検査
- ii) 輸入検査申請量のおおむね0.5%に相当する割合の量の畜産物を無作為に抽出して、その梱包の状態、種類、性状、異物の混入、その他の異常の有無についての検査

③ 精密検査

現物検査の結果、監視伝染病の病原体による汚染の有無について精密検査の必要性を認めた場合は、材料を採取し、微生物学的、理化学的又は病理学的検査を行う(家畜伝染病予防法第36条、第37条及び第40条、輸入検査要領3(2)ウ)。

【調査結果】

ア 輸入畜産物の検査件数等の推移

今回調査した動物検疫所25か所(本所、6支所、14出張所及び4分室)における平成15年から17年までの輸入畜産物を品目(骨類、肉

類、臓器類、卵類、ミール類及び動物性加工たん白の6品目（注3）別にみると、検査の件数及び数量の推移は、表1のとおりとなっており、肉類が3か年とも件数で約8割、数量で約7割を占めている。

（注3） 輸入畜産物の品目としては、上記6品目以外に、毛類、皮類及びその他の畜産物（血液、血清、試験研究用卵等）があるが、いずれも食用とはならないことから、集計から除外した（以下同じ。）。

表1 品目別にみた輸入検査の件数及び数量の推移
（動物検疫所：25か所分）

（単位：件、千t、%）

区分		年					
		平成15	割合	平成16	割合	平成17	割合
件数	骨類	3,797	1.96	3,138	1.87	3,594	1.86
	肉類	160,610	83.08	135,853	81.12	157,808	81.49
	臓器類	12,617	6.53	11,618	6.94	13,193	6.81
	卵類	588	0.30	546	0.33	1,521	0.79
	ミール類	89	0.05	96	0.06	133	0.07
	動物性加工たん白	15,626	8.08	16,219	9.68	17,397	8.98
	計	193,327	100.00	167,470	100.00	193,646	100.00
数量	骨類	59	1.89	52	1.83	51	1.58
	肉類	2,187	69.94	2,042	71.67	2,312	71.49
	臓器類	68	2.17	52	1.83	70	2.16
	卵類	11	0.35	10	0.35	34	1.05
	ミール類	0	0.00	0	0.00	1	0.03
	動物性加工たん白	803	25.68	692	24.29	767	23.72
	計	3,127	100.00	2,849	100.00	3,234	100.00

- （注） 1 当省の調査結果による。
 2 貨物として輸入されたものに限る。
 3 「数量」は千t未満の量を四捨五入したため（500t未満は0tとして計上した。）、計と内訳は一致しない。
 4 「割合」は小数点以下第3位を四捨五入した（0.005%未満は0.00%として計上した。）ため、全品目の合計値が100%とならない場合がある。

輸入畜産物の検査の結果について、不合格となった畜産物の割合（不合格率）を上記6品目別にみると、平成15年から17年までの3か年においては、表2のとおり、件数、数量共に、ミール類が他の品目に比べて高くなっている。

表 2 輸入畜産物の品目別の不合格率
(動物検疫所：25 か所分)

(単位：％)

区分		年		
		平成 15	平成 16	平成 17
件数	骨類	1.4	2.5	1.3
	肉類	1.5	2.4	1.2
	臓器類	1.0	1.7	0.7
	卵類	5.3	2.2	1.7
	ミール類	12.4	8.3	10.5
	動物性加工たん白	0.7	0.5	0.3
数量	骨類	0.5	1.0	1.4
	肉類	0.3	0.9	0.0
	臓器類	0.2	2.5	0.0
	卵類	0.2	0.0	0.0
	ミール類	1.2	1.0	15.4
	動物性加工たん白	0.1	0.1	0.0

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 貨物として輸入されたものに限る。
 3 小数点以下第2位を四捨五入した。このため、不合格となったものがあるが、不合格率は「0.0」となっている品目（平成16年：卵類、17年：肉類、臓器類、卵類及び動物性加工たん白）がある。

イ 輸入検査の適正化

(7) 現物検査の実施状況

a 検査時の検体抽出状況及び抽出数量の記録状況

輸入畜産物の現物検査は、畜産物の全輸入数量を対象に検査するものではなく、輸入検査要領において、原則として、輸入検査申請量のおおむね0.5%に相当する数量の畜産物を検体として抽出して検査を行うこととされている。

この検査方法は、抽出した検体を、貨物全体を代表するものとみなして検査を行うものである。このため、実際の検査において、定められた数量のとおり検体の抽出を行い、かつ、そのことを検査終了後に確認することができるよう抽出数量を記録しておくことは、検査の信頼性を確保する上で重要であると考えられる。

今回、動物検疫所 25 か所における現物検査の実施状況を調査した結果、次の状況がみられた。

- ① 冷蔵の豚肉について、一つの部位につき1梱包のみを抽出した

ため、輸入検査申請量の 0.5%に相当する量の検体を抽出していないもの（1出張所）

- ② 箱詰め豚肉について、輸入検査申請量の 0.5%に相当する量を抽出しているが、その一部のみを開梱し内容物の検査を行っていたことから、0.5%に満たない量の検体しか抽出していないもの（1出張所）

一方、上記2出張所以外の動物検疫所 23 か所では、現物検査においては常に輸入検査要領が定める数量の検体を抽出していると説明している。

しかし、調査対象とした動物検疫所 25 か所すべてにおいて、現物検査で抽出した数量を記録しておらず、このため、実際に 0.5%に相当する数量が抽出されたか否かを検証することができない状況となっており、上記の事例がまれなものであるか確認できない。

輸入検査が、輸入検査要領に基づき、適正に実施されているか否かの検証ができることは、食の安全の観点から重要であるが、現物検査における検体の抽出数量を記録すべきことは明確になっておらず、当該検証ができない状況となっている。

b 抜き打ち検査の実施割合

輸入検査要領においては、家畜伝染病予防法施行規則第 45 条第 3 号及び第 6 号において規定される畜産物（注4）であって、特定の悪性伝染病が発生していない地域から直接又は当該伝染病の発生地域を経由しないで輸入されるもののうち、肉、臓器及び脂肪については、輸入検査の総申請件数のおおむね 60%を抽出し、現物検査を行うこととされている（この現物検査を「抜き打ち検査」という。）。

（注4） 輸入検査要領における「(家畜伝染病予防法施行) 規則第 45 条第 3 号の骨、肉、脂肪、皮、毛、羽、角、蹄、腱及び臓器（ケーシングを含む。）並びに同条第 6 号のソーセージ、ハム及びベーコン」をいう。

今回、抜き打ち検査について、平成 15 年から 17 年までの間に抜き打ち検査を実施した動物検疫所 19 か所（本所、6 支所、11 出張所及び 1 分室）が検疫業務を担当する 28 指定港（注 5）における実施状況を調査した結果、動物検疫手続電算処理システムの設定に関する誤解や輸入検査件数の増加等により、肉、臓器及び脂肪の抜き打ち検査を実施したものが、総申請件数の 50%未滿にとどまっている指定港が、平成 15 年に 3 指定港、16 年に 4 指定港、17 年に 1 指定港みられた。このうち、1 指定港は 3 年連続で 50%未滿となっていた。

（注 5） 指定港とは、家畜伝染病予防法施行規則第 47 条により指定される港及び飛行場であり、家畜伝染病予防法第 38 条において、指定検疫物は、原則として指定港以外の場所で輸入してはならないと規定されている。

しかし、農林水産省は、このような指定港における抜き打ち検査の実施状況を把握するための調査を実施しておらず、動物検疫所に対し輸入検査要領に基づく適正な検査の実施について指導等を行っていない。

（イ） 検査の内容及び結果に対する確認・点検

輸入停止措置がとられていたアイルランド産めん羊肉について、平成 15 年に家畜防疫官が誤って輸入検疫証明書を交付した事案があったことから、農林水産省は、動物検疫所本所に対し、「アイルランド産めん羊肉の輸入検疫対応について」（平成 16 年 7 月 9 日付け 16 消安第 3198 号消費・安全局衛生管理課長通知）を発出し、不適切な事例がないかどうかを一斉点検し、輸入検疫業務の的確な見直しを含め再発防止に万全を期すよう指導している。これを受け、動物検疫所本所は、支所、出張所等に対し、「畜産物検査業務の再点検と業務見直しについて」（平成 16 年 7 月 9 日付け企画連絡室企画調整課長事務連絡）を発出し、不適正な検疫対応の再発防止を図るため、書類検査又は検査済み申請書の再チェック（検査の適正性の

確認・点検)体制とその実施方法について、再点検を行い、その結果を踏まえた業務の見直しを行うよう指導している。

今回、複数の家畜防疫官が配置されている動物検疫所19か所(本所、6支所、11出張所及び1分室)における書類検査の適正性の確認・点検の実施状況を調査した結果、次の状況がみられた。

① 動物検疫所15か所(本所、5支所、8出張所及び1分室)では、書類検査の適正性の確認・点検のために、書類検査と現物検査を異なる家畜防疫官に担当させる方法を採用している。

しかし、確認・点検の実施状況をみると、その実施割合が、現物検査の全実施件数の50%未満にとどまっている動物検疫所が6か所(2支所、3出張所及び1分室)あり、書類検査の内容及び結果に対する確認・点検が徹底されていない状況がみられた。

② 一方、動物検疫所4か所(1支所及び3出張所)では、書類検査終了後に、検査を実施したすべての畜産物に係る輸入検査申請書及び添付書類を検査担当家畜防疫官以外の家畜防疫官が閲覧し、決裁処理を行うことにより、書類検査の適正性の確認・点検を実施していた。

上記(ア)及び(イ)において、輸入検査要領に則した検査が行われていない状況並びに書類検査の内容及び結果に対する確認・点検が徹底されていない状況がみられた原因は、畜産物の輸入検査に関し、動物検疫所における不適正な検査方法の実態を把握し、これを改善するために、検査の方法や内容が輸入検査要領等に則して適正に行われているか否かを計画的に監査する仕組みがないことが考えられる。

【所見】

したがって、農林水産省は、畜産物の輸入検査の適正化を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

① 動物検疫所に対し、畜産物の輸入検査を輸入検査要領に則して適正に行うよう指導すること。

- ② 畜産物の現物検査における抽出数量が輸入検査要領に適合しているかを検証することが可能となるよう、抽出数量を記録することを明確化し徹底すること。
- ③ 動物検疫所に対し、書類検査の内容及び結果に対する確認・点検の実施を徹底すること。
- ④ 動物検疫所における輸入検査の方法や内容の適否を検証するための監査の仕組みを設け、計画的に実施すること。

(2) 植物の輸入検査の適正化

【制度の概要】

農林水産省は、植物防疫法（昭和25年法律第151号）に基づき、植物の輸出入検査等の国際検疫、種苗検査等の国内検疫、国内における検疫有害動植物（注1）の防除等を行うことにより、農業生産の安全及び助長を図ることとしている。

検疫有害動植物が国内に侵入した場合、国内の農産物などに大きな被害を与え、食料の安定供給に支障を及ぼすこともあることから、これを水際で防止するための国際検疫は、食の安全の確保を図る上で重要な施策である。

（注1） 検疫有害動植物とは、まん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれがある有害動物又は有害植物であって、次のいずれかに該当するものとして植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号）で定めるものをいう。

- ① 国内に存在することが確認されていないもの
- ② 既に国内の一部に存在しており、かつ、国により発生予察事業その他防除に関し必要な措置がとられているもの

輸入検疫に関しては、植物防疫法第8条第1項により、植物を輸入した者は、遅滞なく、その旨を植物防疫所に届け出て、植物防疫官から、輸入禁止品（注2）に該当しないか、検疫有害動植物が付着していないかについて検査を受けなければならないこととされている。

植物防疫所は、全国77か所（5本所（那覇植物防疫事務所を含む。以下同じ。）、15支所、53出張所、3分室及び1駐在）に置かれ、輸入検疫のほか、輸出検疫、国内検疫、病菌害虫の調査研究等の業務を行っている。

（注2） 輸入禁止品とは、以下の物をいう。

- ① チチュウカイミバエ等特定の検疫有害動植物が発生している地域から発送（当該地域を経由する場合を含む。）された植物で、植物防疫法施行規則で定めるもの
- ② 検疫有害動植物
- ③ 土又は土の付着する植物
- ④ ①から③に掲げる物の容器包装

また、植物防疫法第 11 条第 1 項に基づく「輸入植物検疫規程」（昭和 25 年農林省告示第 206 号）において、輸入植物の種類や用途に応じて、植物の種類ごとに、1 検査単位当たりを実施しなければならない植物の抽出検査数量が定められている。

植物防疫法及び輸入植物検疫規程により定められた植物の輸入検疫の手順は、次のとおりである。

① 輸入検査

- i) 輸入禁止品に該当しないか、検査証明書が添付されているかなどについて、輸入者から提出された輸入検査申請書、検査証明書、その他の添付書類の確認を行う（植物防疫法第 8 条第 1 項）。
- ii) 植物の種類、検査荷口の大きさごとに輸入植物検疫規程に定められた検査数量を指定港（注 3）の中の植物防疫官が指定する場所において検査する（植物防疫法第 8 条第 2 項、輸入植物検疫規程第 1 条）。

（注 3） 指定港とは、植物防疫法施行規則第 6 条により指定される港及び飛行場であり、植物防疫法第 6 条第 3 項において、植物は、郵便物として輸入する場合を除き、指定港以外の場所で輸入してはならないと規定されている。

② 消毒又は廃棄

①の検査の結果、検疫有害動植物が発見されると、植物防疫官は、消毒（くん蒸、選別、除去等）又は廃棄（焼却、埋没等）を命じなければならない（植物防疫法第 9 条第 1 項）。

さらに、輸入検疫を斉一かつ円滑に実施するため、「輸入穀類等検疫要綱」（昭和 46 年 2 月 6 日付け 45 農政第 2628 号農政局長通達）、「輸入青果物検疫要綱」（昭和 62 年 4 月 15 日付け 62 農蚕第 2006 号農蚕園芸局長通達）、「輸入種苗検疫要綱」（昭和 53 年 9 月 30 日付け 53 農蚕第 6963 号農蚕園芸局長通達）及び「輸入木材検疫要綱」（昭和 26 年 11 月 22 日付け 26 農局第 1843 号農政局長通達）が定められ、輸入植物の種類ごとに検査方法、手順、合否判定基準等が定められている

(以下、上記四つの要綱を総称し「検疫要綱」という。)

なお、輸入検疫の対象となる植物は、苗木、切花、球根、種子、果実、野菜、穀類、豆類、木材、香辛料原料、漢方薬原料など広範囲にわたっている。

【調査結果】

ア 輸入植物の検査件数等の推移

今回調査した植物防疫所 33 か所（5 本所、12 支所及び 16 出張所）における平成 15 年から 17 年までの輸入植物の検査の件数及び数量の推移を品目（栽植用植物、栽植用球根類、栽植用種子、生果実、野菜、穀類、豆類、嗜好香辛・薬染料その他食品、油料・肥飼料その他雑品の 9 品目（注 4））別にみると、表 3 のとおりとなっており、栽植用植物が 3 か年とも全体の約 4 割（件数）を占めている。

（注 4） 輸入植物の品目としては、上記 9 品目以外に、木材、切花、その他の品目（バイオテクノロジー等）があるが、これらは食用とはならないことから集計の対象から除外した。

表3 品目別にみた輸入検査の件数及び数量の推移（植物防疫所：33か所分）

（単位：件、千個、千t、%）

区分		年		年		年		
		平成 15	割合	平成 16	割合	平成 17	割合	
件数	栽植用植物	224,025	38.2	273,534	41.9	284,766	43.5	
	栽植用球根	41,384	7.1	44,706	6.8	39,982	6.1	
	栽植用種子	30,624	5.2	40,273	6.2	37,400	5.7	
	生果実	58,738	10.0	61,979	9.5	59,516	9.1	
	野菜	104,450	17.8	114,437	17.5	113,456	17.3	
	穀類	14,881	2.5	14,825	2.3	15,315	2.3	
	豆類	16,952	2.9	17,481	2.7	19,637	3.0	
	嗜好香辛、薬染料その他食品	43,231	7.4	41,484	6.3	40,376	6.2	
	油料、肥飼料その他雑品	52,372	8.9	44,690	6.8	43,836	6.7	
	計	586,657	100.0	653,409	100.0	654,284	100.0	
	数量	栽植用植物（千個）	341,845		372,724		376,238	
栽植用球根（千個）		519,036		541,575		492,516		
栽植用種子（千t）		23		22		19		
生果実（千t）		1,687		1,771		1,720		
野菜（千t）		990		1,061		1,140		
穀類（千t）		12,558		11,957		12,402		
豆類（千t）		4,400		3,944		3,672		
嗜好香辛、薬染料その他食品（千t）		711		703		637		
油料、肥飼料その他雑品（千t）		5,333		5,466		5,535		
計		千個	860,881		914,299		868,755	
		千t	25,702		24,925		25,126	

- (注) 1 農林水産省の資料に基づき、当省が作成した。
 2 貨物として輸入されたものに限る。
 3 「数量」は、千個及び千t未満の数量を四捨五入したため、計と内訳が一致しない。
 4 「割合」は、小数点以下第2位を四捨五入したため、全品目の合計値が100%とならない場合がある。

輸入植物の検査において検疫有害動植物が発見された場合、検査不合格となり、消毒又は廃棄されることとなる。消毒対象となった輸入植物は、消毒後にその効果が確認できれば、合格とされる。

植物防疫所33か所における平成15年から17年までの輸入植物の品目別の消毒率（注5）及び廃棄率（注6）をみると、表4のとおり、消毒率は件数・数量とも生果実が他の品目に比べて高く、また、廃棄率は件数では栽植用球根と栽植用種子が他の品目に比べて高くなっている。

(注5) 「消毒率」とは、輸入検査の総件数又は総数量に対する植物防疫法第9条に基づく消毒が実施された件数又は数量の割合をいう。

(注6) 「廃棄率」とは、輸入検査の総件数又は総数量に対する植物防疫法第9条に基づく廃棄が実施された件数又は数量の割合をいう。

表4 輸入植物の品目別の消毒率及び廃棄率
(植物防疫所：33か所分)

(単位：%)

区分		平成 15		平成 16		平成 17	
		消毒率	廃棄率	消毒率	廃棄率	消毒率	廃棄率
件数	栽植用植物	0.87	0.98	1.26	1.16	0.83	0.89
	栽植用球根	0.53	2.72	0.41	1.86	0.39	2.21
	栽植用種子	0.24	2.09	0.08	2.58	0.21	1.43
	生果実	36.15	0.82	34.61	0.75	25.30	0.67
	野菜	18.40	0.87	18.26	0.73	13.47	0.71
	穀類	9.80	0.15	6.26	0.11	5.64	0.06
	豆類	2.22	0.17	1.52	0.22	1.68	0.10
	嗜好香辛、薬染料その他食品	2.75	0.14	3.06	0.19	2.22	0.15
	油料、肥飼料その他雑品	0.72	0.59	0.44	0.71	0.57	0.52
	数量	栽植用植物	1.13	0.55	1.29	0.52	1.10
栽植用球根		3.93	0.35	2.88	0.34	2.53	0.25
栽植用種子		0.32	0.43	0.46	0.46	0.47	0.37
生果実		74.55	0.03	75.47	0.03	68.47	0.02
野菜		25.49	0.15	22.29	0.14	17.05	0.09
穀類		30.78	0.00	28.33	0.00	25.48	0.00
豆類		35.82	0.00	24.97	0.00	27.87	0.00
嗜好香辛、薬染料その他食品		8.33	0.01	9.44	0.01	6.23	0.00
油料、肥飼料その他雑品		4.40	0.21	2.84	0.18	7.28	0.11

- (注) 1 農林水産省の資料に基づき、当省が作成した。
 2 貨物として輸入されたものに限る。
 3 「消毒率」は、少数点以下第3位を四捨五入した。
 4 「廃棄率」は、少数点以下第3位を四捨五入しており、0.005%未満は0.00%として計上した。

イ 輸入検査の適正化

(7) 輸入植物検疫の実施状況

農林水産省は、輸入植物検疫規程及び検疫要綱において植物の輸入検査の検査方法や手順、合否判定基準等を定め、これを植物防疫所に通知し、検査を実施する各植物防疫所間で検査方法や手順、合否判定

基準等に齟齬^{そご}が生じないように検査方法及び内容の標準化・均質化を図っている。

今回、植物防疫所 33 か所における輸入植物の検査方法・手順を調査した結果、次の状況がみられた。

- ① 植物防疫法第 9 条第 1 項では、輸入検査の結果、検疫有害動植物があった場合、植物防疫官はその植物及び容器包装を消毒し、若しくは廃棄し、又はこれを所有し、若しくは管理する者に対して植物防疫官の立会いの下にこれを消毒し、若しくは廃棄すべきことを命じなければならないとされている。これは、検査の結果不合格とされた植物の消毒又は廃棄を確実にかつ適正に行うためであるが、植物防疫官から植物の廃棄を命じられた輸入者が廃棄を実施する際に、3 日間の廃棄期間のうち 2 日目の立会いを省略している植物防疫所がみられた（1 出張所）。
- ② 輸入穀類等検疫要綱では、入港船舶の船倉の穀類等について、検査の精度を高めるため、原則としてハッチを開いた直後及び荷卸し終了直前に検査を行うこととされている。また、ハッチを開いた直後の検査において検疫有害動植物の付着を認めた場合等に限り荷卸し終了直前の検査の省略を認めることとされている。しかし、当該要件を満たさないにもかかわらず同検査を省略している植物防疫所がみられた（1 支所）。

上記①及び②について、当該植物防疫所は、従来からの慣行により、植物防疫法又は輸入穀類等検疫要綱において定められた検査方法・手順と異なる検査方法・手順を採っているとしている。

しかし、輸入検査の信頼性を確保するためには、各植物防疫所において、輸入植物検疫規程及び検疫要綱の規定に基づき、全国的に同一の方法・手順及び合否判定基準により検査を行うことが重要である。

(イ) 輸入検査における検体の抽出数量の記録

輸入植物に対する検疫有害動植物の付着の有無に係る検査は、輸入

された植物の全輸入数量を対象に行うものではなく、輸入植物検疫規程において、統計学上の根拠に基づき、1検査単位につき輸入数量の一定割合に相当する数量の植物を検体として抽出して検査を行うこととされている。

この検査方法は、抽出した検体を、貨物全体を代表するものとみなして検査を行うものである。このため、実際の検査において、定められた数量（注7）のとおり検体を抽出し、かつ、そのことが検査終了後に検証することができるよう抽出数量を記録しておくことは、検査の信頼性を確保する上で重要であると考えられるが、輸入検査における検体の抽出数量を記録すべきことは明確になっておらず、当該検証ができない状況となっている。

（注7） 輸入植物の抽出数量は、輸入植物検疫規程により、植物の種類別又は植物の種類ごとの検査荷口の大きさ別に定められている。

今回、植物防疫所 33 か所における輸入検査の検体の抽出数量の記録の作成状況を調査した結果、次のとおり、低調となっている状況がみられた。

- ① 抽出数量を記録することとしていない植物防疫所 21 か所（2本所、8支所及び11出張所）
- ② 一部の品目に限り抽出数量を記録することとしている植物防疫所 9 か所（1本所、4支所及び4出張所）（注8）
- ③ すべての植物について抽出数量を記録することとしている植物防疫所 3 か所（2本所及び1出張所）（注8）

（注8） ②及び③に該当する植物防疫所が採っている「抽出数量の記録」の方法は、検査時の抽出数量の誤りを防ぐことを目的として、検査実施前に、抽出すべき数量を、輸入検査申請書又は検査野帳（各植物防疫所が検査を実施する上で参考となる各種の事項（例：船名、コンテナ番号、生産国等）を記録するための台帳として作成しているもの）に記載しているものである。植物防疫官は、実際の検査において、当該申請書又は検査野帳に記載された数量を抽出していることから、事実上、当該記載が抽出数量の記録となる。

上記①及び②の植物防疫所 30 か所は、抽出数量を全く記録していない又は一部しか記録していない理由について、輸入検査においては、抽出数量の記録の有無にかかわらず、常に輸入植物検疫規程が定める数量を抽出して検査を行っているためと説明している。

しかし、抽出数量が記録されていたことにより、当省が抽出数量の適否を検査終了後に検証することができた事例（下記(ウ)参照）がある一方、抽出数量を記録していない植物防疫所では、実際に輸入植物検疫規程に則した検査が適正に行われているかを検証できない状況となっている。

(ウ) 検査の内容及び結果に対する確認・点検

植物防疫法、輸入植物検疫規程、検疫要綱その他輸入検査の実施方法について定めた法令、通達等においては、検査の内容及び結果に対する確認・点検の実施について定められていない。

今回、複数の植物防疫官が配置されている植物防疫所 31 か所（5 本所、12 支所及び 14 出張所）における検査の内容及び結果に対する確認・点検の実施状況について調査した結果、次の状況がみられた。

- ① 検査を担当した植物防疫官とは別の植物防疫官が、検査の終了後に検査の内容及び結果に対する確認・点検を実施していない植物防疫所 20 か所（2 本所、8 支所及び 10 出張所）
- ② 検査を実施する都度、検査を担当した植物防疫官とは別の植物防疫官が、検査関係書類等により検査の内容及び結果に対する確認・点検を日常的に実施している植物防疫所 11 か所（3 本所、4 支所及び 4 出張所）

なお、輸入植物の全部又は一部を対象に検査数量の記録を行っていた植物防疫所 12 か所（上記(イ)②及び③の 3 本所、4 支所及び 5 出張所）が平成 15 年から 18 年までに行った輸入検査のうち、検査数量の記録があるものについて、当省が検査数量と輸入植物検疫規程との適

合状況を調査した結果、同規程が定める検査数量よりも少ない数量を抽出して検査を実施（1本所）している例がみられた。

上記事例がみられた植物防疫所では、検査を担当した植物防疫官とは別の植物防疫官による検査数量の適否の確認は行われておらず、検査後に別の植物防疫官が検査数量の適否の確認・点検を行っていれば、把握し是正することができたものと考えられる。

輸入植物検疫規程及び検疫要綱の適正な運用を図るためには、同規程等を植物防疫所に通知するだけでなく、植物防疫所において実際に輸入植物検疫規程及び検疫要綱の規定に則した検査方法・内容による検査が適正に行われているかを検証することが重要である。

しかし、植物の輸入検査に関し、植物防疫所における不適正な検査方法の実態を把握し、これを改善するために、植物防疫所における検査方法や内容が輸入植物検疫規程等に則して適正に行われているかを計画的に監査する仕組みはない。

【所見】

したがって、農林水産省は、植物の輸入検査の適正化を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 植物防疫所に対し、植物の輸入検査を法令、通達に則して適正に行うよう指導すること。
- ② 輸入検査における抽出数量が輸入植物検疫規程に適合しているかを検証することが可能となるよう、抽出数量を記録することを明確化し徹底すること。
- ③ 植物防疫所に対し、輸入検査の内容及び結果に対する確認・点検を実施するよう指導すること。
- ④ 植物防疫所における輸入検査の方法や内容の適否を検証するための監査の仕組みを設け、計画的に実施すること。

(3) 輸入食品等検査の適正化

ア モニタリング検査

【制度の概要】

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 26 条第 3 項において、厚生労働大臣は、食品衛生上の危害の発生を防止するため必要があると認めるときは、生産地の事情その他の事情からみて、一定の食品、添加物、器具又は容器包装（以下「輸入食品等」という。）を輸入する者に対し、厚生労働大臣又は登録検査機関（食品衛生法第 33 条第 1 項の規定に基づく厚生労働大臣の登録を受けた法人をいう。以下同じ。）の行う検査を受けるべきことを命ずることができることとされている。また、同法第 28 条第 1 項において、厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、営業（注1）を行う者等から必要な報告を求めることや、必要な限度において輸入食品等は無償で収去させることができるとされている。

（注1） 営業とは、食品衛生法第 4 条第 7 項において、「業として、食品若しくは添加物を採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、若しくは販売すること」等をいうとされている。

厚生労働省は、平成 15 年の食品衛生法の一部改正を受けて、同年 8 月、国及び都道府県（保健所設置市及び特別区を含む。以下同じ。）が行う食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針である「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針」（平成 15 年厚生労働省告示第 301 号。以下「監視指導指針」という。）を、平成 16 年 11 月、検疫所における輸入食品等の検査方法等をまとめた「輸入食品等監視指導業務基準」（平成 16 年 11 月 19 日付け食安発第 1119002 号医薬食品局食品安全部長通達。以下「業務基準」という。）をそれぞれ策定している。また、上記食品衛生法の改正により加えられた同法第 23 条においては、厚生労働省は、監視指導指針に基づき、毎年度、輸入食品等に対して国が行う監視指導の実施に関する計画（以下「輸入食品監視指導計画」という。）を定め、計画的かつ効果的な輸入食品等の監視を実施することとしている。

検疫所は、全国 108 か所（13 本所、14 支所及び 81 出張所）あり、このうち、13 本所、14 支所及び 1 出張所が 31 海空港に輸入食品届出窓口（以

下、本細目において「窓口」という。)を設置している。検疫所は、輸入食品等の監視業務のほか、①感染症の侵入防止のための検疫業務、②港湾衛生業務、③動物の輸入届出関係業務等を行っている。

検疫所に届け出られた輸入食品等に対しては、食品衛生法及び業務基準に基づき、次の手順により、食品衛生法違反の有無の確認等を行うこととされている。

- ① 検疫所は、輸出国の政府機関が発行する衛生証明書の記載内容の確認等の審査を行う。あわせて、検査の要否に関する審査を行い、検査を要するものと要さないものに分類する(食品衛生法第 27 条、業務基準 4)。
- ② 検査を要すると判断されたものについては、輸入食品等の品目の特性や過去の違反実績その他の事情に応じて、輸入者に指導(指導検査(注 2))若しくは命令して検査を行わせる(命令検査(注 3))、又は、必要な限度において食品衛生法第 30 条に規定される食品衛生監視員に食品等は無償で収去させた上で検査(モニタリング検査(注 4)又はモニタリング検査以外の行政検査(注 5))を行う(各検査を重複して実施する場合もある。)(食品衛生法第 26 条第 1 項ないし第 3 項及び第 28 条第 1 項、業務基準 5 及び 6)。

(注 2) 指導検査は、食品衛生法違反品の国内への流入を抑止するために、初回輸入時等に検疫所が輸入者に対する行政指導により検疫所又は登録検査機関において受ける検査である。

(注 3) 命令検査は、食品衛生法違反品の国内への流入を抑止するために、過去の実績からみて食品衛生法違反の蓋然性^{がい}が高い一定の品目について、輸入の都度、輸入者に登録検査機関での検査を命じて実施させるものである。

(注 4) モニタリング検査は、指導検査、命令検査及びモニタリング検査以外の行政検査の対象となる食品等に比較して食品衛生法違反の蓋然性が低い食品等を対象に、幅広く違反の蓋然性を統計的に把握するために検疫所が実施するものである。

(注 5) モニタリング検査以外の行政検査は、衛生上の問題があるもの等、一定の要件に該当する食品等を対象に、検疫所が実施するもので、検査の結果、食品衛生法に違反しないことが検疫所により確認されるまで食品等輸入届出済証は交付されない。

これらの検査のうち、モニタリング検査は、検疫所が、検査の実施前に、

食品衛生法第 27 条に基づく輸入の届出を行った者に対し食品等輸入届出済証を交付した上で検査対象を収去することにより行われる（注6）。このため、検査結果が出るまでの間であっても、検査対象の輸入食品等は通関手続を終えた上で国内市場に流通させることが可能であるが、検査の結果、違反品が発見された場合には、検疫所の指示により直ちに廃棄、回収等の措置が執られる。また、以後、必要に応じて検査を強化する（注7）ほか、違反が繰り返された場合等には命令検査の対象とするなど、輸入時の監視を強化する措置が執られる。

（注6） モニタリング検査以外の検査（指導検査、命令検査及びモニタリング検査以外の行政検査）の場合、検査の結果、食品衛生法に違反しないことが検疫所により確認されるまで食品等輸入届出済証は交付されず、通関手続に進むことができない。

（注7） 違反が発見された品目に係るモニタリング検査の年間実施予定件数を増やすほか、特定の輸出国又は製造者若しくは加工者に係る特定の輸入食品等について、検査の頻度を引き上げる。

モニタリング検査は、食品衛生監視員により、次の手順で行われる（書類審査（食品等輸入届出書の審査等）は、検査に先立ち行われる。）。

① 検体収去

検査対象となる輸入食品等から、試験の試料に供する検体を、ロットを代表するものとなるよう無作為に抽出し、必要な限度において収去する。

② 試験

収去した検体を試験実施機関へ送付し、各輸入食品等の特性に応じ定められた試験法により行う。

平成 16 年度以降、厚生労働省は、輸入食品監視指導計画を毎年度策定し、例えば平成 20 年度の同計画においては、「本省は、重点的、効率的かつ効果的なモニタリング検査を行うため、統計学的に一定の信頼度で違反を検出することが可能な検査数を基本として、食品群ごとに、違反率並びに輸入件数及び輸入重量、違反内容の健康に及ぼす影響の程度等を勘案し、モニタリング検査の検査件数及び検査項目」を定めることとしている（以

下、このモニタリング検査の検査件数及び検査項目を定めた計画を「モニタリング計画」という。)

厚生労働省は、モニタリング検査の実施に当たり統計学的に一定の信頼度を確保するため(注8)、コーデックス委員会(CODEX)(注9)が定めた基準に基づき、毎年度、次の①から③までの指標を点数化し、これを基に輸入食品等の各品目に係る検査項目(平成16年度及び17年度の場合、抗生物質等、残留農薬、添加物、成分規格等、カビ毒及び遺伝子組換え食品の6項目)別の検査予定数を定めたモニタリング計画を策定している(注10)。

- ① 輸入食品の品目に係る検査項目ごとの違反率
- ② 品目ごとの輸入件数及び輸入重量
- ③ 検査実施の重要度

(注8) 統計学的に95%の信頼度で違反率1%の時に少なくとも1件の違反を発見できる299件を検査数の基本として、輸入食品の各品目に係る検査項目ごとの検査予定数を設定する。

なお、「信頼度」とは、予測値が特定の範囲内に含まれる確率(信頼性の高さ)のことであり、ここでは一定数の検査を実施した場合に、その中に違反品が含まれる確率をいう。

(注9) コーデックス委員会は、国際連合食糧農業機関(FAO)及び世界保健機関(WHO)により設置された国際的な政府間機関であり、国際食品規格(コーデックス規格)の作成等を行っている。

(注10) 個別の品目の特性や違反事実等に応じ、設定される検査項目は品目ごとに異なる。また、モニタリング検査での違反実績が皆無である場合や輸入件数が極めて少ない場合等には、品目又は検査項目を翌年度の検査対象から除外することもある(新たに検査対象に追加される場合もある。)ことから、検査予定数が設定される品目及び検査項目は毎年度異なる(平成16年度は120品目の延べ169項目に、17年度は121品目の延べ183項目に検査予定数(年度途中の検査強化分を除く。)が設定されている。)

なお、遺伝子組換え食品の検査項目は、今回の調査対象としていない。

なお、平成19年12月から20年1月にかけて、千葉県及び兵庫県において、国内に流通していた輸入冷凍加工食品(中国産冷凍ギョウザ)を摂食した10人が有機リン中毒を発症し、その後、当該食品から、日本国内への輸入並びに国内での製造及び使用が認められていない有機リン系農

薬の一種であるメタミドホスが検出される事案が発生した。

加工食品の残留農薬については、高度な加工を経た製品や様々な原材料から構成される製品の場合、正確な検査や原材料の残留値への換算が困難であるなど、技術的な問題があることから、これまで乾燥やボイルのような簡易な加工を施した製品のみをモニタリング検査の対象としてきたが、厚生労働省は、本事案を受けた輸入加工食品の安全確保策として、平成20年2月22日から、冷凍加工食品に関し、一定のレベルの検査技術が確立している残留農薬についてモニタリング検査を実施することとし、残留農薬検査の対象を拡大している。

【調査結果】

(7) 輸入食品等の検査件数等の推移

食品衛生法第27条に基づく輸入食品等の届出件数・重量並びに食品衛生法及び業務基準に基づく検査が行われた食品の検査件数・重量等の推移をみると、表5のとおりとなっており、検査件数は毎年増加している。

また、検査件数に占める違反件数の割合は平成14年以降おおむね横ばいの状況にあるが、検査重量に占める違反重量の割合は17年0.27%から18年2.32%へ2.05ポイント上昇している。これは、平成18年に残留農薬等に関するポジティブリスト制度が導入されたことにより、従来、残留基準が設定されず規制の対象とされなかった農薬が新たに対象に加えられたことによる。

なお、全国の検疫所が設置する31窓口のうち今回調査した13本所及び11支所の26窓口における平成17年のモニタリング検査の実績をみると、件数で全国の96.0%、重量で全国の97.4%を占めている。

表5 輸入食品等の違反率・届出件数等の推移

(単位：件、千t、%)

区分		年	平成 14	平成 15	平成 16	平成 17	平成 18
全国の 検疫所の計	件数	輸入食品等届出件数	1,618,880	1,683,176	1,791,224	1,864,412	1,859,281
		検査件数 (a)	136,087	170,872	188,904	189,362	198,936
		うちモニタリング検査	49,743	56,041	53,701	55,529	49,611
		食品衛生法違反件数 (b)	972	1,430	1,143	935	1,530
		違反率 (b/a)	0.71	0.84	0.61	0.49	0.77
	重量	輸入食品等届出重量	33,202	34,162	34,270	33,782	34,096
		検査重量 (c)	2,733	3,456	3,981	4,139	6,996
		うちモニタリング検査	1,293	2,206	2,578	2,718	2,848
		食品衛生法違反重量 (d)	38	12	5	11	162
		違反率 (d/c)	1.39	0.35	0.13	0.27	2.32
調査した 検疫所	件数	輸入食品等届出件数	1,543,639 (95.4)	1,586,618 (94.3)	1,713,133 (95.6)	1,781,234 (95.5)	1,788,586 (96.2)
		検査件数 (a)	118,385 (87.0)	153,739 (90.0)	172,082 (91.1)	173,547 (91.6)	183,282 (92.1)
		うちモニタリング検査	—		51,594 (96.1)	53,329 (96.0)	—
		食品衛生法違反件数 (b)	890 (91.6)	1,380 (96.5)	1,120 (98.0)	886 (94.8)	1,470 (96.1)
		違反率 (b/a)	0.75	0.90	0.65	0.51	0.80
	重量	輸入食品等届出重量	32,165 (96.9)	33,098 (96.9)	33,277 (97.1)	32,843 (97.2)	33,169 (97.3)
		検査重量 (c)	2,598 (95.1)	3,301 (95.5)	3,804 (95.6)	3,964 (95.8)	6,996 (100.0)
		うちモニタリング検査	—		2,515 (97.6)	2,647 (97.4)	—
		食品衛生法違反重量 (d)	37 (97.4)	12 (100)	5 (100)	11 (100)	159 (98.1)
		違反率 (d/c)	1.42	0.36	0.13	0.28	2.27

(注) 1 当省の調査結果及び厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

2 「年」は、暦年である。

3 「重量」は、千t未満の量を四捨五入した。全国の検疫所の計の重量の値と調査した検疫所の重量の値が一致しているものがあるが、これは千t未満の重量を四捨五入したことによるものである。

4 ()内の数値は、全国の検疫所に係る件数又は重量に対する調査した検疫所に係る件数又は重量の割合である。当該割合が100と計上されているものがあるが、これは千t未満の重量を四捨五入したことによるものである。

5 「違反率」は、小数点以下第3位を四捨五入した。

(イ) モニタリング検査の実施状況

a モニタリング計画の検査実施状況

モニタリング計画では、輸入食品等の各品目に係る検査項目（以下「個別検査項目」という。）ごとの違反率並びに各品目の輸入件数及

び輸入重量の実績等に基づき、統計学的に一定の信頼度が確保されるよう、個別検査項目ごとに検査予定数が定められている。

モニタリング検査の統計学的な信頼度の確保のためには、個別検査項目ごとに検査予定数以上の検査を実施することが前提となる。

個別検査項目ごとの検査実施数が検査予定数を下回る場合、次のような問題がある。

- ① モニタリング計画が想定している一定の信頼度での違反品の検出を的確に行うことができない。

モニタリング検査で食品衛生法違反品を検出した場合、必要に応じ、モニタリング検査実施予定数の追加、指導検査若しくは命令検査への移行又は輸入禁止等の輸入規制強化措置が採られる。

このため、本来ならばこれらの輸入規制強化措置の対象となる品目が、当該措置の対象から漏れるおそれがある。

- ② モニタリング検査で得られた違反率を基礎データの一つとして、次年度以降のモニタリング計画が策定されることから、同計画に基づく次年度以降の検査の信頼性に影響する可能性がある。

また、モニタリング計画では、計画策定年度の前年度以前の各検疫所の輸入実績を基に、検疫所別に個別検査項目ごとの検査予定数が割り当てられており、各検疫所が当該検査予定数に則した検査を行うことにより計画が達成され、その結果、計画の実効性が確保されることになる。

今回、平成 16 年度及び 17 年度におけるモニタリング検査の実施状況を調査した結果、次の状況がみられた。

(a) 検疫所別の検査実施状況

厚生労働省本省は、モニタリング計画において、個別検査項目別に検査予定数（全国総数）を設定した上で、各検疫所の前年度輸入実績を基に、検疫所別の検査予定数を設定し、各検疫所に対し、毎年度、割り当てた検査予定数について年間計画（検査項目別に月別

実施計画数等を策定したもの)を立て、計画的な検査を実施するよう指導している。

今回、検疫所 24 か所が設置している 26 窓口における平成 16 年度及び 17 年度のモニタリング検査の実施状況を調査した結果、次のとおり、検疫所によって、モニタリング計画の達成状況に大きな差がみられた。

- ① モニタリング計画で検査予定数が設定された個別検査項目のすべてにおいて、検査予定数以上の検査を実施している検疫所の窓口は、平成 16 年度において検疫所 1 か所 1 窓口、17 年度において検疫所 2 か所 2 窓口みられた。
- ② モニタリング計画で検査予定数が設定された個別検査項目の一部において、検査実施数が検査予定数を下回っている検疫所の窓口は、平成 16 年度において検疫所 23 か所 25 窓口、17 年度において検疫所 22 か所 24 窓口みられた。

これを、検査予定数を下回っている個別検査項目の割合で見ると、次のとおりとなっている。

- i) 個別検査項目の 50%以上で検査実施数が検査予定数を下回っているもの（平成 16 年度：8 窓口、17 年度：5 窓口）
- ii) 個別検査項目の 20%以上 50%未満で検査実施数が検査予定数を下回っているもの（平成 16 年度：16 窓口、17 年度：14 窓口）
- iii) 個別検査項目の 20%未満で検査実施数が検査予定数を下回っているもの（平成 16 年度：1 窓口、17 年度：5 窓口）

なお、上記②の検疫所の窓口の中には、i) 個別検査項目の 50%以上で検査実施数が皆無となっているもの（平成 16 年度：検疫所 4 か所 4 窓口）、ii) 検査実施数が 2 年連続で皆無の個別検査項目があるもの（検疫所 15 か所 16 窓口）がみられた。

(b) 輸入食品等の品目及び検査項目別の検査実施状況

モニタリング計画において個別検査項目別に定められた検査予定数に対する検査実績（全国計）をみると、表6のとおり、個別検査項目延べ数（平成16年度：169項目、17年度：183項目）のうち、検査予定数に対する検査実施数の割合（以下「達成率」という。）が100%未満のものが全体の約50%（平成16年度：76項目、17年度：98項目）みられ、その中には、①達成率が50%未満にとどまっているもの、②達成率が0%（検査実績が皆無）であるもの、③2年連続で達成率が50%未満又は0%（検査実績が皆無）であるものがみられた。

また、検査項目別にみると、平成16年度から17年度にかけて、すべての検査項目で、達成率が100%未満の個別検査項目数が増加しており、特に添加物は、当該項目数が22項目から30項目に増加している。

表6 品目及び検査項目別モニタリング計画達成状況（全国計）

（単位：品目、項目、%）

年度	区分	品目数	検査項目						計	構成比
			抗生 物等	残留 農薬	添 加 物	成 分 格 等	カ ビ 毒			
平成16	モニタリング計画により検査予定数が設定されている品目数及び個別検査項目数	120	31	38	52	42	6	169	100.0	
	達成率が100%以上の品目数及び個別検査項目数	74	20	23	30	18	2	93	55.0	
	達成率が100%未満の品目数及び個別検査項目数	59	11	15	22	24	4	76	45.0	
	達成率	50%以上100%未満	47	11	12	18	17	3	61	36.1
		0%超50%未満	12	0	3	4	5	1	13	7.7
0%		2	0	0	0	2	0	2	1.2	
平成17	モニタリング計画により検査予定数が設定されている品目数及び個別検査項目数	121	30	39	57	47	10	183	100.0	
	達成率が100%以上の品目数及び個別検査項目数	63	15	19	27	20	4	85	46.4	
	達成率が100%未満の品目数及び個別検査項目数	74	15	20	30	27	6	98	53.6	
	達成率	50%以上100%未満	59	15	16	24	16	4	75	41.0
		うち2年連続100%未満	28	5	8	10	9	3	35	—
		0%超50%未満	18	0	4	6	9	2	21	11.5
	0%	うち2年連続0%超50%未満	8	0	1	3	5	0	9	—
		うち2年連続0%	2	0	0	0	2	0	2	1.1

(注) 1 当省の調査結果による。

- 2 検査強化分（食品衛生法違反が発見された場合等に、モニタリング検査の頻度を引き上げて検査を実施した分をいう。表7において同じ。）は検査予定数から除いている。
- 3 一つの品目で複数の検査項目に検査予定数が設定され、検査項目ごとの達成率が異なることにより、複数の「品目数」欄に計上したものがある。このため、品目数の内訳と合計値は一致しない場合がある。
- 4 「構成比」は、小数点以下第2位を四捨五入した。

なお、厚生労働省は、個別検査項目によっては、年度途中のモニタリング検査における違反品の検出による検査予定数の増加や、モニタリング検査から命令検査又は指導検査への移行等により、モニタリング検査予定数が大幅に増減し、また、他の個別検査項目に係る検査にも影響を与え、結果として年度当初に策定したモニタリング計画に則した検査が行えない場合があるとしている。

b モニタリング検査結果の検証等の状況

個別検査項目ごとにモニタリング計画に則した検査を的確に行うためには、厚生労働省が、計画年度終了後に、①個別検査項目ごとの検査実績、②検疫所別の検査実績を集計し、計画の達成状況を把握した上で、計画未達成の場合の原因分析、改善方策の検討等を行い、次年度以降の計画策定や検疫所に対する指導等に反映させることが重要である。

しかし、調査対象とした平成16年度及び17年度当時、厚生労働省は、モニタリング検査実績の検証に当たり、全品目の合計及び食品群（注11）ごとの検査予定数と検査実施数の集計値をもってモニタリング計画の実行状況の把握、分析及び検査実績に対する評価を行うにとどまっていた。

（注11）食品群とは、モニタリング計画において検査予定数を設定する品目の属性ごとに9種類（畜産食品、畜産加工食品、水産食品、水産加工食品、農産食品、農産加工食品、その他の食料品、飲料並びに添加物・器具及び容器包装・おもちゃ）に分類したものである。

全品目の合計については、表7のとおり、平成16年度及び17年度とも検査実施数が検査予定数を上回っており、厚生労働省は、この結果をもって、モニタリング計画に則した検査が行われたと「輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果」(注12)において評価しているが、個別検査項目別の検査実績の集計やその結果についての分析を行っていなかった。このため、①個別検査項目の中には検査実施数が検査予定数を下回ったものがみられること、②検疫所別の検査実績に差があることを把握しておらず、これらの原因分析、改善方策の検討(モニタリング計画の内容の適否の検証を含む。)等が不十分となっている。

(注12) 「輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果」は、毎年6月に、厚生労働省が、前年度の輸入食品等検査の実施状況、その結果の概要等を取りまとめて公表しているものである。

表7 モニタリング計画達成率(全品目の合計値)

(単位:件、%)

年度	区分	件数等
平成16	検査予定数(a)	76,000
	検査実施数(b)	77,673
	達成率(b/a)	102.2
平成17	検査予定数(a)	77,000
	検査実施数(b)	78,156
	達成率(b/a)	101.5

- (注) 1 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。
 2 検査強化分及び遺伝子組換え食品に係る分を含む。
 3 「達成率」は、小数点以下第2位を四捨五入した。

モニタリング計画において定められた検査予定数は、全品目又は食品群を総じて設定されたものではなく、個別検査項目別に、過去の輸入件数・数量や違反率等の実績を踏まえて設定されていることから、検査実績の検証は、全品目又は食品群ごとの検査実施数の合計値だけではなく、個別検査項目別に検査実施数を集計、把握し、それぞれ検査予定数と対比して分析することが重要であると考えられ

る。

厚生労働省は、平成18年度から、毎月及び年度末に、各検疫所が報告した検査実績データを基に、検疫所別に個別検査項目ごとの達成状況を把握した上で、計画に則した検査が十分に行われていない個別検査項目を有する検疫所に対し、その理由や今後の対応策等の聴取を行い、必要に応じて改善指導を行うことにより、各検疫所において、計画に則した検査が実施されるよう、モニタリング計画の進行管理を行っているとしている。

しかしながら、今回の調査結果によると、厚生労働省では、上記の進行管理を進める手順や方法等を定めたマニュアル類の策定並びに検疫所に対する聴取及び改善指導の内容や結果の記録の作成を行っていない。

なお、平成16年度及び17年度の検査実績において、個別検査項目の中に検査実施数が検査予定数を下回ったものがあるにもかかわらず、全品目を合計した検査実施数が検査予定数を上回った理由は、個別検査項目の一部で検査予定数を大きく上回る検査を行っているものがあるためである。

具体的には、表8のとおり、個別検査項目ごとの達成率をみると、平成16年度は0%から1,730.5%の間で、また、17年度は0%から2,144.1%の間で区々となっている。

表8 個別検査項目別達成率

(単位：%)

年度 区分 検査予 定数区分	平成16			平成17		
	最低値	平均値	最高値	最低値	平均値	最高値
1,000件超	78.1	97.0	139.3	83.6	99.1	138.8
750件超1,000件以下	—	—	—	—	—	—
500件超750件以下	47.5	105.1	224.1	7.4	103.5	197.7
250件超500件以下	3.7	98.6	270.6	20.1	101.6	289.3
150件超250件以下	—	—	—	—	—	—
50件超150件以下	35.6	179.9	1,730.5	20.3	169.6	2,144.1
50件以下	0	181.2	1,700.0	0	156.9	640.0

(注) 1 当省の調査結果による。

2 達成率が100%を超えるものは、検査予定数以上に検査を行った

ことを示す。

なお、達成率が1,000%を超えている（検査予定数の10倍を超える検査実績）個別検査項目は、平成16年度に3項目（天然甲殻類（エビ・カニ）の抗生物質等（達成率1,730.5%）、海藻加工品の添加物（同1,700%）及びピーマンの残留農薬（同1,413.6%）、17年度に1項目（ピーマンの残留農薬（達成率2,144.1%））ある。このうち、平成16年度の1項目（天然甲殻類（エビ・カニ）の抗生物質等）及び17年度の1項目は、厚生労働省本省が年度途中で各検疫所に対して、モニタリング検査の強化を指示したものである。

3 達成率の「平均値」については、検査予定数区分の分類ごとに、検査予定数の合計に対する実績の合計の割合を算出して計上した。

イ 登録検査機関に対する監督

【制度の概要】

登録検査機関は、食品衛生法第28条第4項に基づく厚生労働大臣又は都道府県知事からの委託検査に係る試験事務（検査で採取された検体の試験を行う事務をいう。以下同じ。）（注13）並びに同法第26条第2項及び第3項に基づく命令検査及び指導検査に係る試験事務に従事する機関であり、平成19年末現在、全国に86機関が登録されている。

（注13） 登録検査機関が厚生労働大臣からの委託検査に係る試験事務を行うためには、同大臣への登録とは別に、検疫所と試験事務の委託契約を締結する必要がある。

登録検査機関が行う命令検査及び指導検査の実施件数については、平成8年の約6万件から18年の約14万件に増加するとともに、輸入食品等検査件数に占める割合も平成8年の52.1%から18年の70.4%に増加しており、輸入食品の安全性の確保を図る上で登録検査機関が果たす役割は大きくなっている。

食品衛生法においては、登録検査機関による検査の適正化及び信頼性の確保を図るため、厚生労働大臣が、登録検査機関に対し、①登録基準への不適合の場合における適合措置命令（同法第41条）、②業務改善命令（同法第42条）、③厚生労働大臣の命令に違反した場合や食品衛生法の規定に違反した場合等における登録の取消し又は業務の停止命令（同法第43条）、

④報告の徴収又は立入検査（同法第 47 条）を行うことができる旨規定している。

また、「食品衛生法第 28 条第 4 項の規定に基づく収去食品等の試験に関する事務の登録検査機関への委託について」（平成 16 年 12 月 2 日付け食安発第 1202003 号医薬食品局食品安全部長通知）においては、検疫所が登録検査機関に試験事務を委託した場合、委託内容を厚生労働省本省に報告し、これを受けた厚生労働省本省は、当該登録検査機関を管轄する地方厚生局にその報告の内容に関する情報を提供することとされている。地方厚生局は、必要に応じ、提供された情報を、登録検査機関に対する監督業務に幅広く活用することとしている。

【調査結果】

今回、地方厚生局の登録検査機関に対する指導等の状況を調査した結果、次の状況がみられた。

- ① 調査した 6 地方厚生局のうち 1 地方厚生局では、食品衛生法第 47 条に基づく立入検査において、登録検査機関の試験事務に係る問題事項を指摘した上で、改善指導を行い、当該登録検査機関から報告を提出させているものの、翌年度以降の立入検査においても、同一の問題事項を繰り返し指導しており、改善されていない。
- ② 調査した検疫所 27 か所のうち 1 か所（1 本所）は、平成 17 年度及び 18 年度に登録検査機関へ委託検査に係る試験事務を委託（2 機関）したにもかかわらず、厚生労働省本省への報告を行っていない。当該登録検査機関を管轄する地方厚生局では、厚生労働省本省から検疫所が試験事務を委託した旨の情報提供を受けた場合、その情報を参考にして、登録検査機関に対する立入検査に際して、検疫所から委託を受けた試験事務が適正に行われているかどうかの確認を行うこととしていた。しかし、当該情報提供がなかったことから、検疫所が登録検査機関に試験事務を委託した事実を把握できず、当該登録検査機関に対する立入検査に際し、試験事務が適正に行われているか否かを点検できなかった。

【所見】

したがって、厚生労働省は、輸入食品等の検査の適正化を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① モニタリング検査の適正な実施を図るため、
 - i) モニタリング計画に則した検査が十分に行われていない個別検査項目については、その原因分析及び改善方策の検討を行い、次年度以降の計画策定、検疫所に対する指導等に反映することにより、検査の信頼性の確保に努めること。
 - ii) また、モニタリング計画に則した検査が十分に行われていない検疫所については、個別の原因分析及び対応策並びに効率的、効果的な検査の実施方法について検討するとともに、これらの検討の結果を踏まえ、検疫所に対し検査を適正に実施するよう、より効果的かつ継続的な指導を行うこと。
- ② 登録検査機関に対する監督の適正化を図るため、
 - i) 地方厚生局が登録検査機関に対し立入検査を行った際には、それまでの立入検査において指摘した問題事項に係る改善が適切に行われるよう同機関に対する指導・監督を強化すること。
 - ii) 検疫所が登録検査機関に試験事務を委託した場合の厚生労働省本省への報告を徹底させること。

(4) 検査の公正性及び中立性の確保

ア 検体抽出又は収去

【制度の概要】

輸入畜産物の検査、輸入植物の検査及び輸入食品等の行政検査(注1)は、いずれも輸入品の中から一定数量の検体を抽出又は収去し、当該抽出又は収去した検体を対象に検査を実施するものである。

この検体の抽出又は収去作業の方法に係る規定等は、次のとおりである。

- ① 輸入畜産物の検査については、検査の方法等について定めた輸入検査要領において、家畜防疫官が無作為に検体の抽出を行うことが規定されている。
- ② 輸入植物の検査については、平成17年度に、輸入業者が不正な手段で検査を免れようとした事例があったことを踏まえ、農林水産省本省が各種会議等において、植物防疫所に対し、輸入業者等による不正防止のため植物防疫官が自ら検体を抽出することを指導している。
- ③ 輸入食品等の行政検査については、検査の方法等について定めた業務基準において、収去到当っては検体が対象食品等を代表するものとなるよう十分配慮することが規定されている。

(注1) 輸入食品等については、①指導検査、②命令検査、③モニタリング検査、④モニタリング検査以外の行政検査があるが、これらのうち行政機関(検疫所)が行うものを「輸入食品等の行政検査」という。以下同じ。

【調査結果】

今回、平成16年から18年までの間に輸入検査実績がない1出張所を除く動物検疫所24か所における輸入畜産物検査、植物防疫所33か所における輸入植物検査及び検疫所24か所の26輸入食品届出窓口における輸入食品等の行政検査の検体の抽出又は収去の実施状況を調査した結果は、次のとおりとなっており、輸入畜産物検査において輸入検査要領で定められている検体の抽出方法が十分に遵守されていない状況がみられた。

- ① 動物検疫所 24 か所のうち 22 か所（本所、6 支所、12 出張所及び 3 分室）では、検査対象となる畜産物の全部又は一部について、輸入検査要領に則した家畜防疫官による検体の抽出が行われておらず、家畜防疫官の検査場所への到着前に輸入業者等が検体の抽出作業を行うことが常態化している。この場合、家畜防疫官は、輸入業者等による検体の抽出作業に立ち会っていないため、当該抽出が無作為に行われたか否かを確認できていない状況となっている。
- ② これに対して、残る動物検疫所 2 か所（2 出張所）では、検査対象となる畜産物のすべてについて、輸入検査要領に則して家畜防疫官が自ら検体の抽出を行っている。

同様に、植物防疫所 33 か所及び検疫所 24 か所の 26 輸入食品届出窓口では、輸入業者等による不正防止等の観点から、いずれも植物防疫官及び食品衛生監視員が自ら検体の抽出又は収去を行っている。

イ 検査場所までの移動方法

【制度の概要】

輸入畜産物の検査、輸入植物の検査及び輸入食品等の行政検査は、輸入業者等が検査対象となる輸入貨物を搬入した倉庫やコンテナヤード等において実施される。

このため、これらの検査の実施に当たっては、家畜防疫官、植物防疫官又は食品衛生監視員（以下「防疫官等」という。）が、動物検疫所、植物防疫所又は検疫所から、検査場所である倉庫やコンテナヤード等まで移動しなければならない。

農林水産省は、「検査業務に伴う旅行命令等について」（昭和 52 年 4 月 20 日付け 52 動検甲第 379 号動物検疫所長通達）により、輸入畜産物の検査における家畜防疫官の検査場所への移動手段について、「検査業務に従事する家畜防疫官に対する旅行命令上の処理は、交通機関を利用する出張（外勤を含む。）及び官用車を使用して行う出張（外勤を含む。）が原則である。」としている。

また、農林水産省は、輸入植物の検査における植物防疫官の検査場所への移動手段について、「植物防疫所における業務管理の徹底について」（平成15年6月30日付け15生産第2457号生産局植物防疫課長通知）により、「現在、植物防疫所の業務において関係者の自動車を利用する場所があるが、このことについては、極めて特異な交通事情にある港頭地域等において、安全かつ迅速・効率的に植物検疫業務を行うという観点から、関係者が日常的に利用している自動車に植物防疫官が同乗するといった場合に限り、やむを得ないものとして取り扱われているもの」とした上で、「極力、公用車や公共交通機関を活用する」よう、植物防疫所を指導している。

なお、厚生労働省は、輸入食品等の検査における食品衛生監視員の検査場所への移動手段について、検査対象となる輸入食品等を取り扱う輸入業者等から提供される社用車を利用することが直ちに法規に違反するとはいえないものの、国民から無用の疑念を抱かれかねない行為は慎むのが適当であり、輸入業者等から提供された自動車を利用すべきではないと検疫所を指導している（以下、防疫官等の検査場所までの移動のために輸入業者等が提供する自動車を「社用車」という。）。

【調査結果】

今回、輸入業者等30事業者（4輸入業者、25通関業者、1検査代行業者）から、輸入畜産物の検査、輸入植物の検査及び輸入食品等の行政検査における防疫官等の検査場所への移動手段について聴取した結果は、次のとおりである。

- ① 30事業者のうち26事業者（2輸入商社、23通関業者、1検査代行業者）が過去に動物検疫所による輸入畜産物の検査を受けたことがあるとしている。

このうち17事業者は、検査場所までの移動のために家畜防疫官に社用車を提供したことがあり、その状況は、

- i) 検査の都度、常に社用車を提供して家畜防疫官を送迎しているとするものが13事業者、

- ii) 複数の通関業者等が、検査の都度、交代で各社の社用車を提供して家畜防疫官を送迎しているとするものが2事業者、
 - iii) 動物検疫所の公用車が利用できない場合に限り社用車を提供して家畜防疫官を送迎しているとするものが2事業者、
- となっている。

- ② 30事業者のうち25事業者（3輸入商社、21通関業者、1検査代行業者）が過去に植物防疫所による輸入植物の検査を受けたことがあるとしている。

このうち2事業者が、検査場所までの移動のために植物防疫官に社用車を提供している。また、11事業者の検査手続を代行している植物検疫協会（注2）が、検査の都度、社用車を提供して植物防疫官の送迎を行うとしている。

（注2） 植物検疫協会は、主要な指定港に設立され、植物検疫の受検の代行業務（検査、消毒及び廃棄の立会い）等を行っており、一部は地方公共団体所管の公益法人（社団法人）となっている。

上記①及び②の事例について、当省が公共交通機関の使用の余地を調査した結果、中には、鉄道又は路線バスによる移動が可能と考えられる区間について、常に社用車を用いて移動しているものがみられた。

また、輸入業者等の中には、家畜防疫官及び植物防疫官の送迎について、業務上の負担となっているなどとして、動物検疫所及び植物防疫所に対し、移動手段を確保すべきであるとの意見を有している者もみられる。

しかし、農林水産省は、各動物検疫所及び植物防疫所の輸入検査における家畜防疫官及び植物防疫官の移動の実態を十分に把握しておらず、動物検疫所及び植物防疫所対し的確な指導を行っていない。

なお、検査場所までの移動のために食品衛生監視員に社用車が提供された事例はみられなかった。

【所見】

したがって、農林水産省は、輸入畜産物の検査及び輸入植物の検査の公正性及び中立性の確保を図る観点から、動物検疫所及び植物防疫所に対し、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 輸入畜産物の検査における検体の抽出に際しては、輸入検査要領に則して、家畜防疫官が自ら抽出を行うことを徹底させること。
- ② 輸入畜産物の検査及び輸入植物の検査における検査場所への移動について、公共交通機関又は家畜防疫官若しくは植物防疫官が自ら確保した移動手段の利用を徹底させること。

2 輸入検査に係る業務実施体制の見直し

【制度の概要】

植物防疫所は、農林水産省設置法（平成 11 年法律第 98 号）第 8 条に基づき施設等機関であり、平成 18 年度末現在、5 本所、15 支所、53 出張所、3 分室及び 1 駐在が置かれ、植物防疫官が配置されている。農林水産省は、出張所の配置及び要員の合理化・適正化を図るため、平成 10 年 8 月に「農産物の検疫・検査、規格等に関する行政監察結果に基づく勧告」に係る出張所の見直し基準について」（平成 10 年 8 月 28 日付け 10-209 農林水産省農産園芸局植物防疫課長通知。以下「出張所見直し基準」という。）を定めている。

出張所見直し基準では、次のすべての基準（以下「統廃合基準」という。）に該当する場合には、当該出張所を近隣の植物防疫所に統廃合することとされている。

- ① 主要業務が、設置された海港における輸入検疫業務であること。
- ② 直近の 2 年間以上にわたり年間輸入検査件数が 230 件以下であること。
- ③ 数年以内に年間輸入検査件数が 230 件を超える明確な輸入計画等がないこと。
- ④ 近隣の植物防疫所との距離が 100 km 未満であること。
- ⑤ 統廃合後においても、近隣の植物防疫所からの出張等により、輸入植物の種類に応じた的確かつ円滑な検疫が可能であること。

また、この統廃合基準に該当しない出張所が、次のすべての基準（以下「要員配置見直し基準」という。）に該当する場合には、植物防疫官の配置を業務量に見合ったものとなるように見直すこととされている。

- ① 主要業務が、設置された海港における輸入検疫業務であること。
- ② 直近の 2 年間以上にわたり植物防疫官 1 人当たりの年間輸入検査件数が 230 件以下であること。
- ③ 数年以内に植物防疫官 1 人当たりの年間輸入検査件数が 230 件を超える明確な輸入計画等がないこと。

【調査結果】

農林水産省は、出張所見直し基準の運用により、植物防疫所の各出張所の業務量等に応じた計画的な統廃合及び要員配置の見直しを進めることとしており、出張所については、同基準制定の前年度である平成9年度末時点には70か所あったものが18年度末時点では17か所減少し、53か所となっている。

また、植物防疫所の定員については、植物の輸入件数及び同数量の増加、海港及び空港の24時間化、国際線航路・航空路線の増加等に伴い植物防疫官等の増員が図られており、平成9年度の880人（現員は869人）が18年度は88人増加し968人（現員は954人）となっている。

なお、これらの定員のうち、植物防疫官の定員については、平成9年度の779人（現員は754人）が18年度は80人増加し859人（現員は837人）となっている。

今回、調査対象とした22出張所について、出張所見直し基準と照合した結果、次のとおり、同基準に定められている統廃合基準又は要員配置見直し基準のいずれかに該当しており、これらの基準の適用による統廃合又は要員配置の見直しが適当と考えられる出張所が5か所みられた。

- ① 統廃合基準に該当し、統廃合が適当であると考えられるもの（3出張所）
- ② 要員配置見直し基準に該当し、要員配置の見直しが適当であると考えられるもの（2出張所）

【所見】

したがって、農林水産省は、輸入検査に係る業務実施体制の見直しを図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 統廃合基準に該当する植物防疫所の出張所について統廃合を適切に行うこと。
- ② 要員配置見直し基準に該当する植物防疫所の出張所について要員配置を見直すこと。

3 その他

(1) 広域流通食品データネットワークシステムの見直し

【制度の概要】

急増する輸入食品等の監視業務を迅速かつ効率的・重点的に実施するためには、厚生労働省と地方公共団体が、輸入食品等の輸入実績、検査実績及び違反実績等の各種情報を積極的に活用しながら、相互の連携を確保することが重要である。

このため、監視指導指針では、都道府県による監視指導の実施に当たって、①厚生労働省が、輸入食品及び都道府県の区域を越えて広域的に流通する食品に係る違反情報等について、関係する都道府県に情報提供し、必要に応じて連携して対応すること、②都道府県の食品衛生担当部局が、他の都道府県の食品衛生担当部局、特に当該都道府県と隣接する都道府県との間において緊密な連絡体制及び連携体制を確保することとされている。

厚生労働省は、当該指針で定められる都道府県への情報提供や、都道府県間の連絡体制及び連携体制の確保を図るための方策として、平成17年9月に、「食品保健総合情報処理システム」(注1)に、輸入食品等に係る情報の効果的活用及び関係機関の連携強化を図るため「広域流通食品データネットワークシステム」(以下「広域食品システム」という。)を開設し、その運用を開始している。

広域食品システムは、食品保健総合情報処理システムに加入する地方公共団体(注2)が、厚生労働省に登録したコンピューター端末に、自らが実施した収去検査について、収去日、商品名、製造者名、検査の内容及び結果等のデータ入力を行うことにより、その活用が可能となるものである。

(注1) 食品保健総合情報処理システムは、各地方公共団体が個別に保有している食品衛生情報(食中毒関連情報等)のネットワーク化や、データ検索、集計分析等を行うための13の個別システムから成る。

(注2) 平成19年5月末現在の加入地方公共団体は、47都道府県、17政令指定都市、43中核市及び保健所設置市、23特別区の計130地方公共団体である。

厚生労働省は、広域食品システムの運用により、次の効果が発現するとして、地方公共団体に対し食品監視・指導業務への積極的な活用を呼び掛

けている。

- ① 収去検査の結果、規格基準（注3）等に適合していることが既に判明している製品を他の地方公共団体が重ねて検査すること（以下「重複検査」という。）を排除し、各地方公共団体において、一層効率的・重点的な検査が可能になる。
- ② 収去検査の結果、規格基準等への違反が判明した輸入食品等に係る情報を直ちに関係機関間で共有し、製品の回収等が迅速に行われることにより、食中毒発生の防止等が図られる。

（注3） 規格基準とは、食品衛生法第11条第1項に基づき、厚生労働大臣が定める、①販売の用に供する食品又は添加物の製造、加工、使用等の方法についての基準、及び②販売の用に供する食品又は添加物の成分についての規格等をいう。

【調査結果】

今回、食品保健総合情報処理システムに加入している39地方公共団体（19都道府県、20市）の広域食品システムの利用状況を調査した結果、平成17年9月にシステムの運用が開始されてから平成18年度末までの間に、システムの利用を前提にデータ入力を行った地方公共団体は皆無であり、本システムは調査した地方公共団体の食品監視・指導業務に全く活用されていない状況がみられた。

このことについて、当該39地方公共団体の中には以下の理由を挙げるものがあつた。

- ① 収去検査は、主に地方公共団体の管轄区域内で生産・製造・加工される食品を対象としていること等から、複数の地方公共団体間で同一の製品を検査する可能性（重複検査が生ずる可能性）は低いと考えている。
（17地方公共団体（10都道府県、7市））
- ② 収去検査の結果、規格基準等への違反が判明した場合、違反を発見した地方公共団体が、関係する地方公共団体の食品衛生担当部局又は厚生労働省へ迅速に情報提供し、連携して違反に係る食品の流通防止措置、再発防止措置等の必要な措置を講ずることが監視指導指針に定められて

いる。また、実際の運用面においても、ファクシミリ等を活用した直接の連絡により迅速な情報交換を行うよう努めており、広域食品システムの利用の有無にかかわらず、違反食品等の回収措置等が迅速に行われる仕組みが既に整備されていると考えている。(34 地方公共団体 (15 都道府県、19 市))

また、調査した地方公共団体のうち 13 地方公共団体に、調査対象以外の地方公共団体における広域食品システムの活用状況を把握するため、データ検索を依頼したところ、平成 18 年度末現在、一部の地方公共団体が試験的に若干のデータ入力を行っているのを除き、データ入力が行われておらず、食品保健総合情報処理システムに加入している地方公共団体において広域食品システムを活用していない状況がみられた。

【所見】

したがって、厚生労働省は、食品監視・指導業務に係る地方公共団体間の連絡体制及び連携体制の効率化を図る観点から、広域食品システムについて、廃止を含め抜本的に見直すこと。

(2) 動物検疫に係る検査機器の配備及び管理の適正化

【制度の概要】

農林水産省は、指定港に到着した動物又は畜産物を対象に、輸入検査要領及び「動物の輸出入に係る検疫要領の制定について」（平成13年3月23日付け12動検第2013号農林水産省動物検疫所長通知）に基づく微生物学的、理化学的又は病理学的検査を行うため、動物の係留施設を有する動物検疫所11か所（本所、6支所、3出張所及び1分室）に、専用の検査機器を配備している。

【調査結果】

今回、動物の係留施設を有する動物検疫所11か所に配備されている検査機器の中から、調達価格が80万円以上のもの205機器を抽出し、その配備及び管理の状況を調査した結果、次の状況がみられた。

① 機器の配備が不適切な例

検査の対象となる牛の精液の輸出が中止となった後、輸出再開の見込みがないにもかかわらず、牛の精液の検査用の機器を購入（旧型機器の更新）し、購入から現在に至るまでの4年間にわたり利用実績が皆無となっているもの（1支所の1機器。調達価格：1,365,000円）

② 機器の管理が不適切な例

- i) 老朽化等により機器が故障したり、新型機器の購入によって不要となったにもかかわらず、物品管理法（昭和31年法律第113号）に基づく物品管理官への報告及び物品の不用の決定等の手続を執らずに、長期間にわたり検査室等に放置されているもの（本所、2支所、1出張所及び1分室の18機器。調達価格の合計：35,440,000円）
- ii) 不要となった機器について、物品管理法等に基づく正規の手続を執らずに廃棄したもの（本所の6機器。調達価格の合計：10,395,000円）

【所見】

したがって、農林水産省は、動物検疫所の検査機器の配備及び管理の適正化を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 検査機器の配備が適正か再検討するとともに、不要不急の機器を購入することがないように措置すること。
- ② 不要となった機器については、管理換え等による有効活用を図ること。
また、有効活用の途がないものについては、関係法令等に定められた手続に則して適正な処理を行うこと。